

熊本市の情報公開と個人情報保護

平成30年度運用状況報告書

熊 本 市

目 次

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開窓口	3

II 情報公開制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況	4
2 実施機関別の処理状況	5
3 不開示理由の適用状況	6
4 審査請求の処理状況	6
5 答申一覧	7

III 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義	8
2 個人情報保護制度の概要	8

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況	11
2 実施機関別の処理状況	12
3 不開示理由の適用状況	13
4 審査請求の状況	13
5 答申一覧	14
6 訂正請求の状況	14
7 利用停止請求の状況	14

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要	15
2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	16

〔資 料〕

熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申	1
---------------------	---

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度です。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成11年10月1日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成19年4月1日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成14年4月1日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成10年4月1日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成14年4月1日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成19年4月1日以降）

(3) 請求権者

何人も、実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 文書等の開示の請求をしようとするものは、必要事項を記載した請求書を

情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内（平成28年4月1日以降の請求にあつては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、14日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる7項目は開示することはできません。

ア 法令秘情報

法令等の規定により、開示することができない情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの

ウ 法人等に関する情報

開示することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないと約束の下に、任意に提供されたもので、当該約束の締結が合理的であると認められるもの

エ 公共安全等に関する情報

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ 審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

カ 事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、開示することにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ 国等に関する情報

国等との協議等に基づく情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 存否不回答

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聞くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(10) 情報提供施策の充実

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として、市庁舎1階に「情報公開窓口」を設置しています。

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成10年度から平成30年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

年度	開示 請求 件数	処理状況									
		開示 決定	部分 開示	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
				不開示	存否不 回答	不存在	その他	小計			
10	21	4	16	1	0	5	5	11	31	0	0
11	64	14	45	2	0	4	0	6	65	0	0
12	96	67	18	0	0	17	2	19	104	2	0
13	486	231	86	0	0	246	0	246	563	8	2
14	346	185	75	0	0	172	2	174	434	3	1
15	572	225	150	15	1	214	4	234	609	5	0
16	489	234	112	11	8	142	0	161	507	11	0
17	536	189	132	12	0	146	6	164	485	68	2
18	344	120	105	17	0	122	2	141	366	15	4
19	504	314	80	8	0	177	2	187	581	6	0
20	416	262	93	8	0	63	4	75	430	13	1
21	517	364	102	14	1	70	1	86	552	9	14
22	633	445	147	18	0	96	12	126	718	15	2
23	787	629	114	16	0	72	0	88	831	6	0
24	868	519	227	9	0	152	0	161	907	9	0
25	974	681	237	18	0	105	1	124	1,042	6	0
26	1,219	822	345	15	1	78	6	100	1,267	13	0
27	1,301	800	459	16	2	61	2	81	1,340	13	0
28	1,043	597	391	9	0	70	1	80	1,068	15	0
29	1,494	739	668	13	2	123	1	139	1,546	16	24
30	1,282	751	518	22	3	56	0	81	1,350	18	3

[備考]

- (1) 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- (2) 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- (3) 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- (4) その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
- (5) 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

2 実施機関別の処理状況

平成30年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。平成30年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が1,049件で最も多く、うち都市建設局が807件、次いで健康福祉局が113件となっています。

平成30年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況 (単位: 件)

実施機関		開示 請求 件数	処 理 状 況									合計	取下 げ	却 下
			開示 決定	部分開 示決定	請求拒否決定									
					不開示	存否不 回答	不存在	その他	小計					
市長	政 策 局	4	0	1	1	0	2	0	3	4	0	0		
	総 務 局	22	12	6	1	0	4	0	5	23	2	0		
	財 政 局	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0		
	市 民 局	12	3	9	0	0	0	0	0	12	0	0		
	健康福祉局	113	84	18	7	1	9	0	17	119	2	0		
	環 境 局	28	15	6	1	0	3	0	4	25	2	3		
	経済観光局	39	25	19	3	2	5	0	10	54	1	0		
	農 水 局	16	11	4	1	0	0	0	1	16	0	0		
	都市建設局	807	403	427	8	0	21	0	29	859	4	0		
	都 市 政 策 研 究 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	中央区役所	2	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0		
	東 区 役 所	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0		
	西 区 役 所	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
	南 区 役 所	2	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0		
	北 区 役 所	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
	会 計 総 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	小 計	1049	558	491	22	3	45	0	70	1119	12	3		
	教 育 委 員 会		46	40	3	0	0	3	0	3	46	2	0	
	選挙管理委員会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人 事 委 員 会		3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0		
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
農 業 委 員 会		3	1	1	0	0	0	0	0	2	1	0		
固定資産評価 審 査 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
管公 理営 者業	交 通 局	3	3	0	0	0	0	0	0	3	0	0		
	上下水道局	145	138	4	0	0	2	0	2	144	2	0		
	病 院 局	4	3	1	0	0	0	0	0	4	0	0		
消防長	消 防 局	24	6	12	0	0	6	0	6	24	1	0		
議 会		5	2	3	0	0	0	0	0	5	0	0		
合 計		1,282	751	518	22	3	56	0	81	1,350	18	3		

3 不開示理由の適用状況

熊本市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

＜不開示理由別内訳＞

不開示理由（条例第7条）	30年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	6
第2号 個人に関する情報	465
第3号 法人等に関する情報	199
第4号 公共の安全等に関する情報	11
第5号 審議、検討等に関する情報	10
第6号 事務事業に関する情報	18
第7号 国等に関する情報	4
その他（条例の適用除外など）	0
合 計	713

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	答申	審 議 中	裁 決	取 下 げ
平成28年度	7	7	7	0	7	0
平成29年度	1	1	0	0	0	0
平成30年度	5	1	0	4	0	0

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（平成31年4月1日現在）を示したものである。

5 答申一覧

平成30年度における答申は、ありません。

Ⅲ 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

熊本市では、昭和61年1月に「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電子計算組織により処理される個人情報の保護を図ってきました。しかし、市民のプライバシーに関する認識の高まりや高度情報化社会の急速な進展に伴い、「手作業処理される個人情報」や「民間業者が保有する個人情報」についても、保護措置を講ずることが求められるようになってきました。このため、平成11年11月に熊本市個人情報保護制度検討委員会が設置され、平成12年11月の答申を経て、平成13年9月21日に「熊本市個人情報保護条例」を公布、平成14年4月1日から施行されました。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障しているものです。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報を適正に取り扱うルール

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年法律第27号）以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報に係る取り扱いを保護するため、平成27年10月に熊本市個人情報保護条例を改正しました。

ア 収集の制限

- (ア) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集する。
- (イ) 適法かつ公正な手段で収集する。
- (ウ) 原則として本人から収集する。
- (エ) 思想、信条等に関する個人情報は、原則として収集しない。

イ 利用及び提供の制限

- (ア) 目的外利用の制限
- (イ) 外部提供の制限

ウ 特定個人情報の利用の制限

- (ア) 特定個人情報を取り扱う事務の範囲を超えた利用の制限
- (イ) 番号法に規定されたもの以外への提供の制限

エ 電子計算機結合による提供の制限

- (ア) 通信回線の結合による提供の制限（相手方が随時入手できる状態にするものに限定して制限）

エ 適正管理

- (イ) 正確、最新の状態を確保
(ロ) 漏えい、滅失、改ざん等の防止と責任体制の明確化
(ウ) 不必要なものの廃棄、消去

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア 開示請求

自己情報の開示請求権の保障

イ 訂正請求

自己情報の訂正請求権の保障

ウ 是正の申出

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

※ 利用停止請求（平成16年4月1日から条例改正・施行）

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

エ 苦情の処理

実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

オ 苦情相談の処理

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求をしようとする者は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

個人番号を含む特定個人情報の開示請求については、本人のほか、法定代理人及び任意代理人による請求ができます。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は14日以内（平成28年1月1日以降の請求にあつては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、訂正請求及び利用停止請求は30日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、14日以内（訂正請求及び利用停止請求は30日以内）に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日（訂正請求及び利用停止請求は60日）を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 罰則

国において職員や受託事務従事者等に対して罰則規定を設けられたことに伴い、本市においても次のような罰則規定を設け、平成16年4月1日から施行しています。

ア 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、行政文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

イ 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む）が、個人情報をその業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

ウ 職員が職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に係る個人情報を収集した場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

エ 不正な手段により個人情報の開示請求をした場合5万円以下の過料

(6) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(7) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

Ⅳ 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成14年度から平成30年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

	開 示 請 求 件 数	処 理 状 況						
		開 示 決 定	一 部 開 示 決 定	不 開 示	不 存 在	存 否 不 回 答	取 下 げ	却 下
14年度	17	4	0	1	12	0	1	0
15年度	51	20	10	0	18	0	3	0
16年度	52	28	10	0	17	0	0	0
17年度	94	40	14	2	33	0	4	2
18年度	66	34	10	1	21	0	0	1
19年度	79	45	9	0	27	0	0	0
20年度	86	44	29	0	13	0	0	0
21年度	75	35	19	1	22	0	1	0
22年度	105	48	38	1	24	0	0	0
23年度	80	37	32	0	13	0	0	0
24年度	63	33	21	2	11	0	0	0
25年度	93	38	36	5	27	0	0	0
26年度	94	52	30	3	14	1	2	0
27年度	100	57	31	2	25	0	0	0
28年度	85	45	24	3	22	0	0	0
29年度	107	64	38	4	23	1	0	0
30年度	133	70	48	1	28	0	5	0

〔備考〕

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

2 実施機関別の処理状況

平成30年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。平成30年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が111件で最も多く、うち健康福祉局が47件、次いで市民局が26件となっています。

平成30年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況 (単位:件)

実施機関		開 示 請 求 件 数	処 理 状 況							
			開 示 決 定	一部開 示決定	不開示	不存在	存否不 回答	合 計	取下げ	却下
市長	政 策 局	2	1	1	0	1	0	3	0	0
	総 務 局	2	1	1	0	1	0	3	0	0
	財 政 局	5	2	1	0	2	0	5	0	0
	市 民 局	26	14	8	1	5	0	28	0	0
	健 康 福 祉 局	47	32	12	0	9	0	53	1	0
	環 境 局	2	1	1	0	0	0	2	0	0
	経 済 観 光 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 水 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 建 設 局	8	6	1	0	1	0	8	1	0
	都 市 政 策 研 究 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 央 区 役 所	9	3	4	0	4	0	11	0	0
	東 区 役 所	4	0	4	0	0	0	4	0	0
	西 区 役 所	2	0	1	0	1	0	2	1	0
	南 区 役 所	1	1	0	0	0	0	1	0	0
	北 区 役 所	3	2	1	0	0	0	3	0	0
	会 計 総 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	111	63	35	1	24	0	123	3	0
教 育 委 員 会		4	1	2	0	1	0	4	1	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		1	0	1	0	0	0	1	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	交 通 局	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	上 下 水 道 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病 院 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	消 防 局	16	6	9	0	3	0	18	1	0
議 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		133	70	48	1	28	0	147	5	0

3 不開示理由の適用状況

熊本市個人情報保護条例第15条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

＜不開示理由別内訳＞

不開示理由（条例第15条）	30年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	0
第2号 評価・診断情報	19
第3号 行政運営情報	10
第4号 公共の安全及び秩序の維持情報	0
第5号 国等協力関係情報	1
第6号 開示請求者以外の個人又は法人等に関する情報	37
第7号 未成年者情報	2
合 計	69

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	答申	審 議 中	裁決	取下げ
平成28年度	0	0	0	0	0	0
平成29年度	2	2	2	0	2	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（平成31年4月1日現在）を示したものである。

5 答申一覧

平成30年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
平成30年度 答申第1号	H30.9.12	平成〇〇年〇〇月に熊本市内の高校において発生した事故に係る加害者の顛末書と添付書類、学校から熊本市教育委員会に提出された事故報告、被害者の事情聴取録、加害者の事情聴取録及び熊本市教育委員会の処分決定に係る伺いの文書に記録されている自己に関する個人情報の一部開示決定	熊本市教育委員会 (教育委員会事務局 学校教育部 教職員課)
平成30年度 答申第2号	H30.12.12	不利益処分に係る不服申立て(平成〇〇年不第〇〇号事案)の裁決に至るまでの過程が分かる資料に記載されている自己に関する個人情報の不開示決定	熊本市人事委員会 (人事委員会事務局)
平成30年度 答申第3号	H31.2.13	実施機関が管理する熊本市消防局の車両へのドライブレコーダーの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集及び外部提供について	熊本市消防長 (消防局総務部 管理課)
平成30年度 答申第4号	H30.2.13	臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待に係る個人情報の外部提供について	熊本市長 (健康福祉局子ども 未来部子ども政策課)

6 訂正請求の状況

平成30年度における自己に関する個人情報の訂正請求は、ありません。

7 利用停止請求の状況

平成30年度における個人情報の取扱いの違反に対する利用停止請求は、ありません。

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要

開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

そこで、審査請求が行われたとき、実施機関は、審査請求を認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該審査請求に係る裁決を行わなければなりません。この審議会は、次の5人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(任期：平成29年4月27日～平成31年4月26日)

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	高木 絹子	弁護士
会長職務代理者	大江 正昭	元 熊本学園大学社会福祉学部教授
委 員	馬場 啓	弁護士
委 員	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部准教授
委 員	魚住 弘久	熊本大学大学院社会文化科学研究科教授

(平成31年4月1日現在)

2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会 の開催状況

平成30年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は合計3件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が1件、個人情報保護制度に基づく諮問が2件（特定個人情報に関する0件を含む）でした。

平成30年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計12回で、開催状況は、次のとおりです。

年 月 日	主 な 審 議 事 項
平成30年 4月11日	平成29年度諮問第1号及び第2号の審議
平成30年 5月 9日	平成29年度諮問第1号及び第2号の審議
平成30年 6月13日	平成29年度諮問第1号及び第2号の審議
平成30年 7月11日	平成29年度諮問第1号及び第2号の審議
平成30年 8月 8日	平成29年度諮問第1号及び第2号の審議
平成30年 9月12日	平成29年度諮問第1号及び第2号の審議
平成30年10月10日	平成29年度諮問第2号及び平成30年度諮問第1号の審議
平成30年11月14日	平成29年度諮問第2号及び第3号並びに平成30年度諮問第1号の審議
平成30年12月12日	平成29年度諮問第2号及び第3号並びに平成30年度諮問第1号の審議
平成31年 1月 9日	平成30年度諮問第1号及び第2号の審議
平成31年 2月13日	平成29年度諮問第3号並びに平成30年度諮問第1号及び第2号の審議
平成31年 3月13日	平成29年度諮問第3号及び平成30年度諮問第3号の審議

〔資 料〕

情 個 審 答 申 第 1 号

平成 3 0 年 9 月 1 2 日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長職務代理者 大 江 正 昭

熊本市個人情報保護条例第 2 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 2 9 年 1 2 月 2 7 日付け、教政発第 7 2 5 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

平成〇〇年〇〇月に熊本市内の高校において発生した事故に係る加害者の顛末書と添付書類、学校から熊本市教育委員会に提出された事故報告、被害者の事情聴取録、加害者の事情聴取録及び熊本市教育委員会の処分決定に係る伺いの文書に記録されている自己に関する個人情報の一部開示決定に対する審査請求について

別 紙

諮問第 1 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市教育委員会（以下「実施機関」という。）の行った個人情報一部開示決定は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号。以下「条例」という。）に基づき、平成〇〇年〇〇月に熊本市内の高校において発生した事故（以下「本件事故」という。）に係る加害者の顛末書と添付書類、学校から実施機関に提出された事故報告、被害者の事情聴取録、加害者の事情聴取録及び実施機関の処分決定に係る伺いの文書に記録されている自己に関する個人情報を開示請求したことに対し、実施機関が個人情報一部開示（一部不開示）決定（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、本件処分の取消しを求めたものである。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成〇〇年〇〇月、勤務先の高校において同僚から暴力と暴言を受けたが、加害者の態度と当時の管理職及び実施機関の対応が納得しがたいため、現在も精神的苦痛が続いている。そこで、加害者の処分がどのように行われたのか開示請求をしたが、被害者本人が請求したにもかかわらず黒塗りの部分があまりに多すぎる。情報公開は原則公開のはずであり、また、当事者の本人請求であることから不開示部分が最も少ないはずである。既に決着済みとなっている事案でもあり、行政の決定も含めて、ほとんどの部分は開示すべき情報である。原則公開の立場で文書の開示を求めるとともに、不開示となる部分についてはその理由をきちんと示すよう求める。
- (2) 被害者の利益にとどまらず、実施機関の処分決定に係る事実を正しく認知できるようにすることを求める。実施機関の処分決定に係る伺いの文書の全面不開示は、法令の趣旨に反する。

2 実施機関の主張

実施機関が弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 条例第 15 条第 3 号の規定に基づく不開示について

実施機関の処分決定に係る伺いの文書として一部開示した文書のうち、実施機関が行った処分等の意思決定過程に関する部分については、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあると認められるため不開示とした。

(2) 条例第15条第6号の規定に基づく不開示について

一部開示した全ての文書のうち、加害者の氏名、病歴、処分歴及び心情が記載されている部分並びに開示することにより加害者が特定されるおそれがある部分については、開示請求者以外の個人情報のうち、当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあると判断されるため不開示とした。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている個人情報は、本件事故に係る加害者の顛末書と添付書類、学校から実施機関に提出された事故報告、被害者の事情聴取録、加害者の事情聴取録及び実施機関の処分決定に係る伺いの文書に記録されている自己に関する個人情報（以下「本件自己情報」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件自己情報の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討した。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

実施機関は、処分等の意思決定過程に関する部分については、当該事務又は将来の同種の事務の適正な執行に支障を生ずるおそれがあること、及び加害者の氏名、病歴、処分歴及び心情が記載されている部分並びに開示することにより加害者が特定されるおそれがある部分については、開示請求者以外の個人情報のうち当該開示請求者以外のものの正当な権利利益を侵害するおそれがあることを理由として条例第15条第3号及び第6号該当性を主張する。

当審議会では、本件自己情報の不開示部分について、まず、条例第15条第6号該当性を検討する。

条例第15条第6号は、開示請求のあった個人情報に、開示請求者以外の個人又は法人その他団体（以下「第三者」という。）に関する情報が含まれている場合で、開示することにより当該第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるときは、当該第三者の権利利益を保護するため、開示しないことができることを定めたものである。

「正当な権利利益を侵害するおそれがある」とは、個人のプライバシー、社会生活上の利益及び経済的利益を侵害するおそれがあることをいう。

これを本件処分についてみると、本件自己情報の不開示部分には、本件事故の加害者に係る氏名、年齢、職務の内容、病歴、処分歴、心情、現在の勤務先及び実施機関が行った措置の意思決定過程に関する部分（加害者の行った暴力行為の内容や本件事故後の加害者の状況、加害者に対する措置の内容等）並びに加害者以外の第三者の氏名等が記載されている。

加害者の氏名はもとより、これらの本件自己情報の不開示部分が開示されることにより加害者及び加害者以外の第三者のプライバシーを侵害するおそれがあることから、これらの者の正当な権利利益を侵害するおそれがあると認められる。

ゆえに、本件自己情報の不開示部分は全て条例第15条第6号に該当することから、同条第3号該当性を検討するまでもなく、本件処分は妥当である。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会長職務代理者	大江 正昭
委 員	馬場 啓
委 員	澤田 道夫
委 員	魚住 弘久

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 29 年 12 月 27 日	実施機関から諮問を受けた。 実施機関から審査請求書の写しを受理した。 実施機関から弁明書の写しを受理した。 実施機関から反論書の写しを受理した。
平成 30 年 2 月 14 日	諮問の審議を行った。
平成 30 年 3 月 14 日	諮問の審議を行った。
平成 30 年 4 月 11 日	諮問の審議を行った。
平成 30 年 5 月 9 日	答申案の審議を行った。
平成 30 年 6 月 13 日	答申案の審議を行った。
平成 30 年 7 月 11 日	答申案の審議を行った。
平成 30 年 8 月 8 日	答申案の審議を行った。
平成 30 年 9 月 12 日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 号

平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日

熊本市人事委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市個人情報保護条例第 2 8 条の規定に基づく諮問について（答申）

平成 3 0 年 1 月 1 5 日付け、熊市人委発第 2 7 4 号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

不利益処分に係る不服申立て（平成〇〇年不第〇〇号事案）の裁決に至るまでの過程が分かる資料に記載されている自己に関する個人情報の不開示決定に対する審査請求について

別 紙

諮問第 2 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市人事委員会（以下「実施機関」という。）の行った個人情報不開示決定は、一部妥当でない。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 29 年 7 月 6 日、審査請求人が熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号）に基づき、不利益処分に係る不服申立て（平成〇〇年不第〇〇号事案。以下「本件不服申立て」という。）の裁決に至るまでの過程が分かる資料の開示請求（以下「文書等開示請求」という。）をしたことに対し、同月 26 日、実施機関は、文書等開示（一部請求拒否）決定を行った。
- 2 平成 29 年 8 月 4 日、審査請求人が熊本市個人情報保護条例（平成 13 年条例第 43 号。以下「条例」という。）に基づき、本件不服申立ての裁決に至るまでの過程が分かる資料（文書等開示請求により開示されたものを除く。）に記録されている自己に関する個人情報（以下「本件自己情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同月 16 日、実施機関は、本件自己情報のうち、実施機関において作成した資料の作成開始日等については個人情報開示決定を、実施機関の委員の意見及び質疑応答等、話し合いの内容が分かるものについては個人情報不開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- 3 平成 29 年 9 月 1 日、審査請求人は、本件処分の取消を求めて、本件審査請求に係る同年 8 月 29 日付け審査請求書を実施機関に提出した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、平成 29 年 8 月 29 日付け審査請求書及び同年 10 月 27 日付け反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成 29 年 8 月 29 日付け審査請求書で主張した内容について

ア 本件不服申立ては、今回の審査請求人にとって非常に重要な事項であり、自己の主張した内容が正しく理解されているかどうかを確認することは、本件不服申立ての結論を受け取り、今後の対応を考えるうえで必要不可欠である。

イ 本件不服申立てがなされて口頭審理を行う際には、実施機関の委員が審査請求人及

び処分庁の意見を公開の場で聴くにもかかわらず、その委員の発言が非公開となるのは、全く不合理である。

ウ 本件処分における不開示理由には、本件不服申立て以外の事業についても述べているが、全く筋違いである。本件開示請求は、本件不服申立てに係る議事内容のみを対象として開示請求を行っている。

エ 実施機関は専門的、中立的な第三者機関として設立しており、その委員も弁護士やNPO法人理事長、元総務局長など周囲の意見に左右されずに自らの意見を発することができるだけの資質がある人を議会の承認を得て選任しているため、不服申立事案に関する議事録が審査請求人本人に開示されることは何ら問題なく、むしろ委員の考えを理解するための一助となる。

オ 実施機関は行政権限、準立法的権限、準司法的権限という強力な権限を持ち合わせており、その扱う事案に関する人の人生を左右するほどの決定を行う機関である。しかし、その委員は裁判所の裁判官のように生業として行っているわけではなく、あくまで別に本業があり、一月半に一度の会議の場でしかその業務が行われていない。そのため、会議の場でどのようなやりとりがなされて結果が導かれたのかを、第三者がチェックする必要がある。

(2) 平成29年10月27日付け反論書で主張した内容について

ア 処分庁は、審査請求人が自ら書面審理を希望していると主張するが、これは、本件不服申立てを行う際に、実施機関の事務局において、書面審理と口頭審理のどちらが早期に結論が出るのかを尋ねたところ、書面審理の方が早期に結論がでるという回答を得たため、書面審理を選択したものである。

イ 本件不服申立てに対する裁決においては、審査請求人の主張は一切認めることなく、自己の都合の良い内容だけ主張していた処分庁の意見のみが採用されていた。なぜ、一方の主張のみを採用することとなったのか、その過程を確認する必要がある。また、実施機関が行う審議内容は、裁判とは異なるうえに、一行政機関が設置する透明性が求められる機関という性質からすれば、議事録の公開は必須である。

ウ 実施機関の委員は、弁護士やNPO法人理事長、元総務局長などが選任されているということは公表されている事実であるにもかかわらず、処分庁がそれを認めないのは、誠実に対応しているとはいえないばかりか、虚偽の弁明をしていることになり、弁明書の内容は一切信用できず、そのような組織で秘密裏に議論されて下された処分の経緯を確認するためには議事録の開示は必須である。

エ 実施機関の委員について、周囲の意見に左右されずに自らの意見を発することができるだけの資質のある人が選任されているという審査請求人の主張について処分庁は争うと主張しているが、そのような資質のない人が当該委員に選任されるわけがない。さらに、議会において承認される際には、議員が当該委員にはそのような資質があると認めて承認するものであるとともに、実施機関の設置の趣旨からしても、周知の事実であることは明白である。

オ 書面審理等の開催時間は、基本的に1時間にも満たない。加えて、十分な議論が行われたとは到底言えず、この点に鑑みても、実施機関の責務を果たすだけの議論が行われているのかを第三者が確認する必要がある。仮にこれ以外で本件不服申立てについて議論されているのであれば、その議論の場を公表せず資料も作成せず、ブラックボックスと化しているのであれば、それは許されるものではない。

カ 本件不服申立てに対する裁決において処分庁が平成29年9月28日付け弁明書において引用している裁判例は、10年近く前の地方裁判所の判決文であり、当時と現在では、社会の仕組みが大きく変化しており、現在では、広く情報公開を行うことが強く求められるようになった。

キ 本件不服申立てに関する審議内容は、一個人の処分に関わるものであり、他からの干渉など到底考えられず、開示しても当該不服申立て又は将来の同種の審議等に著しい支障を生じないことは明白である。したがって、条例第15条第3号には該当しない。

2 実施機関の主張

実施機関が、平成29年9月28日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分を受けた職員から公開での口頭審理の請求があったときは、口頭審理を公開して行わなければならないが、審査請求人は自ら書面審理を希望したものである。人事委員会の審議における書面審理及び口頭審理は、処分の承認、修正若しくは取消し等の裁決に係る最終的な判断を検討する場ではなく、人事委員会の心証を形成するために行われる手続である。本件不服申立てがなされて、書面審理を行う場合であっても、口頭審理を行う場合であっても、審理終了から最終的な判断に係る審議内容は、非公開である。これは、裁判官が合議により判決を作成する過程に類似するものとする。
- (2) 本件開示請求の対象は、本件不服申立てに係る議事内容のみであるが、議事内容を記録した文書には、不服申立事案とそれ以外の事業に係る実施機関の委員の意見が記載されている。委員の意見及び質疑応答、話し合いの内容が分かるものについては、その全てが条例第15条第3号に該当するものとして取り扱っているため、不開示とする理由に本件不服申立て以外の事業についても記載したものである。
- (3) 平成28年度における実施機関の会議は、22回の定例会、2回の臨時会を開催しており、1月当たり平均2回開催したところである。審査請求人は、実施機関の委員の職が「人の人生を左右するほどの決定を行う機関」であるにもかかわらず、「生業」でないこと等を理由として第三者がチェックする必要があると主張する。このような委員の職業を理由とした主張に合理性を見出す余地はない。そもそも人事委員会が合議制の機関である以上、人事委員会に対する評価はその合議によって出された結論に対して行うべきである。
- (4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条その他には人事委員会の権限が

規定されており、それらは、性質により行政権限、準立法権限及び準司法権限がある。人事委員会は、専門的かつ中立的な立場から任命権者をチェックする役割を担っており、そのために与えられた権限を適正に行使していく必要がある。そして、当然に、人事委員会を構成する委員にも、公正な人事行政を確保するために、中立性・公平性が強く求められるものである。

- (5) 裁判例においては、人事委員会は準司法的作用を営む機関であることから、他の審議会や一般の行政機関以上に、中立・公平性、判断の適正性の確保が要求されるのであり、心理的萎縮効果の発生防止、他からの干渉のおそれの排除については、慎重な配慮が求められる。開示しても当該又は将来の同種の審議等に著しい支障を生じないと認められる特段の事情がない限り、審議の具体的内容(委員の意見)に係る情報については、審議等に著しい支障を生ずるおそれがあるものと認めるのが相当である旨判示されている(長崎地裁(平成10年(行ウ)第4号)平成10年11月18日判決)。
- (6) また、同裁判例においては、各委員の適正かつ公平・中立的な任務の遂行は、準司法機関としての機能を果たす上で必須の前提であり、そのような任務遂行を実現するためには、審議の過程における各委員への他からの干渉を排除し、自由かつ率直な意見交換を可能ならしめることが必要不可欠であるところ、実際に、外部の利害関係者からの働きかけ、責任追求により、自由かつ活発な意見の交換が阻害されるなどし、その結果、委員の公平・中立性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ得ることは否定できない旨判示されている。そのため、審議内容を開示することは、当該案件及び当該案件以外の不服申立て事業の適正な遂行にも支障を及ぼすことになりかねない。
- (7) したがって、不開示とした部分は、条例第15条第3号に該当するものである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている自己に関する個人情報の特定

審査請求人が実施機関に対し開示を求めているものは、本件開示請求に係る個人情報開示請求書によれば、本件不服申立ての裁決に至るまでの過程が分かる資料(文書等開示請求により開示されたものを除く。)である。

文書等開示請求では、書面審理に係る次第及び通知文書並びに実施機関の定例会議事録が既に開示されていることから、本件処分によって不開示となった資料は、次のとおりである。

- (1) 書面審理時に実施機関の委員に配布され、事案を審議し、今後の対応を検討する等のために用いられた資料(以下「書面審理資料」という。)
- (2) 書面審理時に実施機関の委員が本件不服申立てについて審議した内容を要約したものである書面審理調書(以下「書面審理調書」という。)
- (3) 協議時に実施機関の委員に配布される資料のうち表紙に当たる部分(以下「協議資料表紙」という。)
- (4) 協議時に実施機関の委員に配布される資料のうち裁決書案等に関する部分(以下

「裁決書作成資料」という。)

- (5) 実施機関の委員が本件不服申立てについて審議した際の音声の一部始終が録音されたものである音声データ（以下「音声データ」という。)

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件自己情報について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。なお、本件自己情報の不開示部分については、インカメラ方式を用いて検討した。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、本件自己情報を条例第15条第3号に基づき不開示とする本件処分の妥当性について以下検討する。

条例第15条第3号は、本市又は国等が行う調査、争訟、交渉、監督、検査等を伴う事務事業に関する個人情報であって、開示をすることにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるものについて、開示しないことができることを定めたものである。ここにいう「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求（旧行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく不服申立てを含む。）のことであり、また、「支障」の程度は、名目的なものでは足りず、実質的なものが要求される。

本件自己情報は、旧行政不服審査法に基づく不服申立ての事案に係るものであることから、「争訟」を伴う事務事業に関する個人情報に当たるといえる。そこで、本件自己情報を開示することにより当該事務事業又は将来の同種の事務事業の適正な執行に支障が生ずるおそれがあるかどうかを検討する。

実施機関は、地方公務員法第7条第1項の規定により、熊本市人事委員会設置条例（平成6年条例第2号）第1条に基づき設置されている。その所掌事務（同条例第3条）には「地方公務員法第8条第1項に掲げる事務」が含まれ、同項第10号では「職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること」と規定されており、実施機関は懲戒処分等の不利益処分を受けた職員が審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決をすることになる。

実施機関が審査請求に係る裁決をするに当たっては、職員が懲戒処分等により重大な不利益を受けることに鑑み、専門的・中立的な立場から自由かつ率直な意見交換を行うことが必要である。このことから、本件審査請求において審査請求人が求めている本件不服申立ての裁決に至るまでの過程が分かる資料のうち、実施機関の委員による議論や検討の過程が分かるものが開示されることになれば利害関係者からの干渉や

心理的影響により自由かつ活発な意見交換が阻害されるおそれがあると判断することが妥当である。ただし、一連の審理の過程において審査請求人が実施機関に提出し、又は実施機関から受領した書面については、本件不服申立ての手續において審査請求人が既に了知している内容であり、これを開示しても委員による自由かつ活発な意見交換が阻害されるおそれはないことから、開示するのが妥当である。

(1) 書面審理資料について

書面審理資料は、書面審理において審査請求人及び処分庁（以下「当事者」という。）が提出した資料及びこれを基に実施機関が争点を整理し、裁決の方向性を検討するための資料である。このうち、当事者の主張に対する実施機関の対応の流れを具体的に示した資料、当事者の主張又は立証に対する質問案及び通知文案並びに本件不服申立ての争点整理に係る資料を開示することになれば、実施機関の委員による議論や検討の過程が明らかになるおそれがある。その結果、実施機関の委員が外部からの影響を受けることなく自由かつ活発に意見を交換することが阻害されるおそれがあると考えられることから、当該資料は条例第15条第3号に該当する。

一方、書面審理資料のうち第1回書面審理の協議事項1及び協議事項2の1頁目及び2頁目並びに第2回書面審理の報告事項1及び報告事項2の1頁目については、各審理の主題の概要を示したにすぎず、実施機関の委員による議論や検討の過程が明らかになるおそれはない。また、書面審理において審査請求人が提出し又は受領した書面については、本件不服申立ての手續において審査請求人が既に了知している内容である。そうすると、これらの資料を開示しても実施機関の委員による自由かつ活発な意見交換が阻害されるおそれはないというべきであるから、当該資料は条例第15条第3号に該当しない。

よって、書面審理資料の一部は条例第15条第3号に該当するが、それ以外の部分は条例第15条第3号に該当しない。

(2) 書面審理調書について

書面審理調書は、主に審理の結論部分のみを記載しているにとどまり、実施機関の委員による議論や検討の過程が明らかになるおそれはないことから、実施機関の委員による自由かつ活発な意見交換が阻害されるおそれはないというべきである。

よって、書面審理調書は条例第15条第3号に該当しない。

(3) 協議資料表紙について

協議資料表紙には審理を実施した日や裁決書を審理する等の記載があるにとどまり、実施機関による具体的な検討内容が記録されているものではない。すなわち、実施機関の委員による議論や検討の過程が明らかになるおそれはないことから、実施機関の委員による自由かつ活発な意見交換が阻害されるおそれはないというべきである。よって、協議資料表紙は条例第15条第3号に該当しない。

(4) 裁決書作成資料について

裁決書作成資料には裁決書の枠組や作成過程等が分かる内容が記載されており、

これを開示することになれば、実施機関の委員の意見が裁決書にどのように反映されているのかが明らかになるおそれがあり、その結果、実施機関の委員が外部からの影響を受けることなく自由かつ活発に意見を交換することが阻害されるおそれがある。ゆえに、裁決書作成資料は条例第15条第3号に該当する。

(5) 音声データについて

音声データには、実施機関の委員が本件不服申立てに係る争点を整理し、議論や検討をした際の音声その他の委員の発言内容等が全て正確に記録されている。これを開示することになれば、実施機関の委員による議論や検討の過程が明らかになるおそれがあり、その結果、実施機関の委員が外部からの影響を受けることなく自由かつ活発に意見を交換することが阻害されるおそれがある。ゆえに、音声データは条例第15条第3号に該当する。

以上により、本件自己情報の一部である書面審理調書及び協議資料表紙等は条例第15条第3号に該当しないことから、本件処分は一部妥当ではない。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は「口頭審理を行う際には、実施機関の委員が審査請求人及び処分庁の意見を公開の場で聴くにもかかわらず、その委員の発言が非公開となるのは、全く不合理である」と主張する。これは、口頭審理を選択していれば実施機関による審査過程を確認する機会が得られたにもかかわらず、書面審理を選択したためその機会が得られないのは全く不合理であるという趣旨の主張であると思料される。

書面審理は、人事委員会が当事者に対し書面による主張と証拠の提出を求め、審理を進める手続である。一方、口頭審理は人事委員会が当事者から直接口頭で主張を聞き取ることを中心として審理を進める手続である。もっとも、口頭審理であっても、書面審理と同様に主張や証拠等をあらかじめ明確にした書面が事前に当事者に提出され、口頭審理当日はそれらの書面の内容に沿って審理が行われるものである。また、どちらの審理においても、当事者の一方が提出した書面については、写しが相手方当事者に送付される。

口頭審理の場合には、人事委員会は当事者対面場で事前に提出された書面に沿って自ら口頭により当事者に対し、質問し立証を求めることになるが、書面審理の場合においても、人事委員会は口頭に代えて書面により当事者に対し、質問し立証を求めることとなるにすぎず、審理の方法の違いにより人事委員会による質問や当事者による主張立証の内容に差異は生じない。書面審理において人事委員会が各当事者に対し、質問し立証を求めた書面及び各当事者が回答した書面については、写しが相手方当事者に送付されることから、書面審理か口頭審理かを問わず審査請求人が得られる情報に特段の差異はない。

また、口頭審理を選択した場合であっても、人事委員会の委員による議論や検討は、

裁判における評議と同様に口頭審理の場では行われず非公開の場で行われることから、審査請求人が口頭審理を選択したとしても人事委員会の委員による議論や検討の過程が明らかになることはない。

このことから、審査請求人の主張するような書面審理を選択したことによる不合理さは認められない。

5 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	高木	絹子
会長職務代理者		大江	正昭
委	員	馬場	啓
委	員	澤田	道夫
委	員	魚住	弘久

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成 3 0 年 1 月 1 5 日	実施機関から諮問を受けた。 実施機関から審査請求書の写しを受理した。 実施機関から弁明書の写しを受理した。 実施機関から反論書の写しを受理した。
平成 3 0 年 2 月 1 4 日	諮問の審議を行った。
平成 3 0 年 3 月 1 4 日	諮問の審議を行った。
平成 3 0 年 4 月 1 1 日	諮問の審議を行った。
平成 3 0 年 5 月 9 日	諮問の審議を行った。
平成 3 0 年 6 月 1 3 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 7 月 1 1 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 8 月 8 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 9 月 1 2 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 1 0 月 1 0 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 1 1 月 1 4 日	答申案の審議を行った。
平成 3 0 年 1 2 月 1 2 日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 3 号
平成31年2月13日

熊本市消防長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 高 木 絹 子

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号及び同条例第8条第7号の規定に基づく
諮問について（答申）

平成30年9月4日付け消管発第000142号による諮問については、下記のとおり
答申します。

記

1 諮問事項

実施機関が管理する熊本市消防局の車両へのドライブレコーダーの設置に伴う、個人情報
情報の本人以外からの収集及び外部提供について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集及び外部提供については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の収集及び外部提供に当たっては、さらなる個人情報の適正な取
扱いや保護を図るため、次の事項を要望する。

- (1) ドライブレコーダーに搭載される記録媒体については、紛失や盗難に遭わないよう、
厳重に管理すること。
- (2) ドライブレコーダーの利用目的や運用に追加や変更が生じた場合には、必要に応じ
当審議会に諮問を行うこと。
- (3) ドライブレコーダーに記録された情報（以下「記録情報」という。）の利用及び外
部提供の際には、記録情報の暗号化処理を行う等、記録情報に含まれる個人情報の保
護に関し必要な措置を講ずること。
- (4) ドライブレコーダーは、車内が撮影されないように設置すること。

情 個 審 答 申 第 4 号

平成31年2月13日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会 長 高 木 絹 子

熊本市個人情報保護条例第8条第7号の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年12月25日付け子政発第663号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

臓器移植に伴う児童相談所における児童虐待に係る個人情報の外部提供について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の外部提供については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の外部提供に当たっては、提供を受ける医療施設に対し当該個人情報の適切な管理について必要な措置を講ずるよう求めること。

熊本市の情報公開と個人情報保護

平成30年度運用状況報告書

発行 令和元年11月

編集 熊本市総務局行政管理部法制課
情報公開窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号